

在留外国人が自国の伝統や風習等に基づきお祭り等を行うに当たり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組むことができないということがないように、感染防止策について速やかな周知をお願いします。

事務連絡
令和5年3月28日

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

在留外国人のお祭り等における
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（第14報）

平素から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

これまで、「在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年10月30日、11月13日、12月18日、令和3年2月19日、4月21日、7月29日、9月28日、11月30日、令和4年1月27日、4月21日、8月5日、10月27日及び令和5年1月10日発出）でお知らせしてきましたとおり、在留外国人における大規模クラスター等が発生しないよう早期かつ適切な対応を行うべく、在留外国人に対する情報発信等の取組が求められているところです。

在留外国人においては、自国の伝統や風習等に基づき行うお祭り等を実施するに当たり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組めない状況があるのであれば、必要な支援を講ずる必要があります。

つきましては、当面、近日中に想定される下記1のお祭り等が安全に開催できるよう、在留外国人担当部局等の関係部局や、国際交流協会等の関係団体等と連携の上、在留外国人やその関係の方々に対し、下記2の点について、速やかな周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和5年2月10日変更。以下「基本的対処方針」）によれば、マスクの着用について、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、一定の場合にはマスクの着用を推奨することとされました。ただし、マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行について周知するなど、在留外国人に対する適切な感染拡大防止のための支援等について御尽力、御協力をお願いします。

記1

直近の主なお祭り等（地域によって、日程が異なる可能性があることに留意）

- ・ 4月 7日～ 9日 聖金曜日、聖土曜日、復活祭

(アメリカ、ブラジル、フィリピン、フランス、イタリア等)

- ・ 4月13日～15日 水かけ祭り／タイ正月 (タイ)
- ・ 4月13日～17日 水かけ祭り／ミャンマー新年 (ミャンマー)
- ・ 4月14日 ネパール新年 (ネパール)
- ・ 4月22日～24日 ラマダン (断食) 明け大祭
(インドネシア、トルコ、ミャンマー、ネパール、フィリピン等)
- ・ 4月29日 フン王祭り (ベトナム)
- ・ 5月 3日 カソン月の満月 (ミャンマー)
- ・ 5月 5日 釈迦生誕祭 (インド、インドネシア、ネパール)

記2

- 体調が悪い場合は、イベントや会食に参加しないこと。
- イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手洗・手指消毒、換気の徹底など、基本的な感染対策を徹底すること。
- イベントの主催者の示すイベント参加ルールに従うこと。
- 特に、高齢者や基礎疾患を有する者及びこれらの者と日常的に接する者は、密閉・密集・密接が発生しやすい場所や換気の徹底といった基本的な感染対策が徹底されていないイベントや会食への参加を控えること。
- 必要に応じて、オンラインでイベントに参加することなども検討すること。
- 新型コロナウイルス感染症に感染したと疑われる場合には、地域の感染状況等に応じて、重症化リスク等に応じた外来受診・療養に協力すること。外来受診等に関して疑問等がある場合には、居住する自治体の相談窓口等に電話すること。

【マスクの着脱について】

- マスクの着用は個人の判断が基本となります。
 - 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。
- ※ 事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります。

(以上)

【参考①：当室の外国人向け新型コロナウイルス感染症回避のためのポスター等 (19言語)】

(※記2を更新したことに伴い、以下の当室ホームページに掲載されているポスターのうち、記2の内容を反映したポスター「感染拡大防止のための留意点」について、更新版及び各国語訳版(やさしい日本語を除く。)を掲載いたしましたのでご活用ください。)

英語：<https://corona.go.jp/en/>、アラビア語：<https://corona.go.jp/ar/>、
イタリア語：<https://corona.go.jp/it/>、スペイン語：<https://corona.go.jp/es/>、
ドイツ語：<https://corona.go.jp/de/>、ロシア語：<https://corona.go.jp/ru/>、

韓国語 : <https://corona.go.jp/ko/>、フランス語 : <https://corona.go.jp/fr/>、
ポルトガル語 : <https://corona.go.jp/pt/>、中国語 (簡体字) : <https://corona.go.jp/zh-cn/>、
中国語 (繁体字) : <https://corona.go.jp/zh-tw/>、インドネシア語 : <https://corona.go.jp/id/>、
タガログ語 : <https://corona.go.jp/tl/>、カンボジア語 : <https://corona.go.jp/km/>、
ベトナム語 : <https://corona.go.jp/vi/>、タイ語 : <https://corona.go.jp/th/>、
ミャンマー語 : <https://corona.go.jp/my/>、ネパール語 : <https://corona.go.jp/ne/>、
やさしい日本語 : <https://corona.go.jp/ja-easy/>

【参考②：マスクの着用について】

英語、やさしい日本語版 : <https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/mask.html>

【参考③：電話相談窓口】

- 各都道府県の相談窓口 (医療機関への受診に関する疑問)
 - ・やさしい日本語 : <https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>
 - ・英語 : <https://www.c19.mhlw.go.jp/area-en.html>
 - ・ポルトガル語 : <https://www.c19.mhlw.go.jp/area-pt.html>
 - ・中文 (簡体) : <https://www.c19.mhlw.go.jp/area-cs.html>
 - ・中文 (繁体) : <https://www.c19.mhlw.go.jp/area-ct.html>
 - ・韓国語 : <https://www.c19.mhlw.go.jp/area-kr.html>

- 厚生労働省新型コロナウイルス電話相談窓口 (9時から21時対応)
 - ・電話番号 0120-565-653 (全般に関する相談)
 - ・電話番号 0120-761-770 (新型コロナワクチンに関する相談)
 - ・対応言語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語*、ベトナム語*
※タイ語は9時から18時対応、ベトナム語は10時から19時対応

【参考④：外国人の生活支援にかかる情報等】

- 外国人在留支援センター (FRESC) (出入国在留管理庁)
<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

- 外国人生活支援ポータルサイト
各省の支援施策や地域における外国人向けの生活相談窓口の一覧等を言語別に掲載。
トップページ : <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

【参考⑤：厚生労働省 新型コロナウイルス等の情報】

- 新型コロナウイルス情報 (英語)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00079.html

- ワクチンナビ (やさしい日本語、英語、中国語 (簡体字)・(繁体字))
 - ・日本語 : <https://v-sys.mhlw.go.jp/>
 - ・やさしい日本語 : <https://v-sys.mhlw.go.jp/ja-pl/>
 - ・英語 : <https://v-sys.mhlw.go.jp/en/>
 - ・中国語 (簡体字) : <https://v-sys.mhlw.go.jp/zh-cn/>
 - ・中国語 (繁体字) : <https://v-sys.mhlw.go.jp/zh-tw/>

- 新型コロナワクチンの予防接種のお知らせ等 (多言語)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_tagengo.html

【参考⑥：法務省 新型コロナウイルス感染症関連情報】

- 新型コロナウイルス感染症関連情報
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/information_covid19.html

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 (総括班)

担当者 : 上田

TEL : 03-6257-1309